	6　同法第5条第2項の規定による倉庫等への立入検査の実施								○		
三　消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第3項ただし書の規定による共済事業等以外を行うことの承認		○								
	2　同法第12条第4項第2号及び第3号の規定による組合員以外の者に組合の事業を利用させることの許可				○						
	3　同法第12条第6項の規定による組合に対する措置の命令				○						
	4　同法第12条の2第3項の立入検査等								○		
	5　同法第12条の2第3項の業務改善命令	○									
	6　同法第12条の2第3項の共済契約の募集の停止命令等	○									
	7　同法第26条第2項の規定による模範定款例の設定				○						
	8　同法第30条の2第2項の規定による組合の役員の選任		○								
	9　同法第40条第4項の規定による定款の変更の認可		○								
	10　同法第40条第5項の規定による共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可			○							
	11　同法第40条第6項の規定による貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可			○							
	12　同法第50条の5の規定による健全性の基準の設定		○								
	13　同法第50条の9第1項ただし書の規定による価格変動準備金の全部又は一部の金額について積み立てをしないことの認可		○								
	14　同法第50条の9第2項ただし書の規定による価格変動準備金を取り崩すことの認可		○								
	15　同法第50条の12第3項の規定による共済計理人に対する説明等の要求								○		
	16　同法第50条の13の規定による共済計理人の解任命令		○								
	17　同法第53条の4第3項の規定による共済契約条件の変更の申出の承認		○								
	18　同法第53条の5の		○								

規定による組合に対する共済事業の解約に係る業務の停止その他必要な措置の命令										
19 同法第53条の10第1項の規定による共済調査人の選任等		○								
20 同法第53条の10第3項の規定による共済調査人の解任		○								
21 同法第53条の13第1項の規定による契約条件変更に係る承認		○								
22 同法第53条の17第2項ただし書の規定による議決権の取得又は保有の承認		○								
23 同法第58条の規定による組合の設立の認可	○									
24 同法第62条第2項の規定による組合の解散の認可	○									
25 同法第63条第3項において準用する同法第58条の規定による解散組合の継続の認可		○								
26 同法第69条第1項の規定による組合の合併の認可	○									
27 同法第93条の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告の徴収							○			
28 同法第93条の2の規定による組合員等に関する報告の徴収							○			
29 同法第93条の3の規定による組合の業務又は会計の状況に関する報告又は資料の提出の要求							○			
30 同法第94条の規定による組合の業務又は会計状況の検査							○			
31 同法第94条の2第1項の規定による共済事業を行う組合に対する定款の変更等監督上必要な命令		○								
32 同法第94条の2第2項の規定による共済事業を行う組合に対する改善計画の提出等監督上必要な命令		○								
33 同法第94条の2第4項の規定による共済事業規約の設定等の認可の取消し		○								
34 同法第94条の2第5項の規定による組合の業務の停止若しくは役員の解任の命令又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の設定等の認可の		○								

	取消し										
	35 同法第35条の規定による組合に対する措置の命令、事業の停止の命令及び解散の命令	○									
	36 同法第36条第1項の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し				○						
四 消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第7条の規定による危害商品等の調査							○			
	2 同条例第8条第1項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告						○				
	3 同条例第8条第2項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告に基づいて講じた措置等についての報告の要求							○			
	4 同条例第8条第3項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告に従わない旨の公表					○					
	5 同条例第9条第3項の規定による自主基準の設定等についての指導及び助言							○			
	6 同条例第10条第1項の規定による県基準の制定又は変更、廃止	○									
	7 同条例第11条第1項の規定による県基準の遵守の勧告						○				
	8 同条例第11条第2項の規定による県基準の遵守の勧告に従わない旨の公表					○					
	9 同条例第11条の2第1項の規定による不当な取引方法の指定又は変更、廃止	○									
	10 同条例第11条の4第1項の規定による不当な取引方法等の調査							○			
	11 同条例第11条の4第2項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出の要求							○			
	12 同条例第11条の5の規定による情報の公表						○				
	13 同条例第11条の6第1項の規定による不当な取引方法の改善等の勧告						○				
	14 同条例第11条の6第2項の規定による不当な取引方法の改善等の勧告に基づいて講じた措置等についての報告の要求						○				

15 同条例第11条の6第3項の規定による不当な取引方法の改善等の勧告に従わない旨の公表					○				
16 同条例第11条の7の規定による事業者名等の必要な情報の公表					○				
17 同条例第11条の8第1項及び第2項の規定による不当な取引方法の未然防止に係る調査及び指導並びに当該調査及び指導に必要な資料の提出等の要求							○		
18 同条例第13条第1項の規定による消費者からの苦情の処理							○		
19 同条例第14条第3項の規定によるあっせん等に係る資料の提出がない旨等の公表					○				
20 同条例第15条の規定による訴訟に要する費用に充てる資金の貸付等						○			
21 同条例第16条第2項の規定による資金の返還猶予又は免除						○			
22 同条例第17条第1項の規定による生活関連物資の価格の動向等の情報の公表							○		
23 同条例第18条の規定による生活関連物資の調査							○		
24 同条例第19条第1項の規定による事業活動の居住の勧告						○			
25 同条例第19条第2項の規定による事業活動の居住の勧告に基づいて講じた措置についての報告の要求						○			
26 同条例第19条第3項の規定による事業活動の居住の勧告に従わない旨の公表					○				
27 同条例第20条の規定による緊急調査に係る情報の公表						○			
28 同条例第21条の規定による生活関連物資の供給の確保等の協力の要請							○		
29 同条例第31条第1項の規定による資料の提出又は当該事業者の事務所等への立入調査							○		
30 同条例第31条第3項の規定による虚偽の資料の提出等又は立入調査を拒否した旨等の公表					○				

五　特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）第18条の規定により知事の権限に属するものとされた特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に基づく事務	1　同法第7条の規定による必要な措置をとるべきことの指示						○									
	2　同法第8条第1項の規定による訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことの命令						○									
	3　同法第8条第2項の規定による命令をした旨の公表						○									
	4　同法第38条の規定による必要な措置をとるべきことの指示						○									
	5　同法第39条第1項の規定による連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い、若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又は連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことの命令						○									
	6　同法第39条第4項の規定による命令をした旨の公表						○									
	7　同法第46条の規定による必要な措置をとるべきことの指示						○									
	8　同法第47条第1項の規定による特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことの命令						○									
	9　同法第47条第2項の規定による命令をした旨の公表						○									
	10　同法第56条の規定による必要な措置をとるべきことの指示						○									
	11　同法第57条第1項の規定による業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことの命令						○									
	12　同法第57条第2項の規定による命令をした旨の公表						○									
	13　同法第60条第2項の規定による必要な調査及び適当な措置の実施							○								
	14　同法第66条第1項の規定による報告の徴収又は事業所等への立入検査の実施								○							
六　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成5年政令第19号）第7条の規定により知事の権限に属するものとされたゴルフ場等に係る会	1　同法第10条の規定による必要な措置をとるべきことの指示		○													
	2　同法第11条第1項の規定による会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことの命令		○													
	3　同法第11条第2項の規定による命令をした旨の公表		○													

		員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）に基づく事務	4　同法第17条第1項の規定による報告の徴収及び事業所への立入検査の実施			○									
	七　鳥取県立消費生活センター管理規則（昭和46年鳥取県規則第18号）に基づく知事の権限に属する事務		1　全ての事務							○					
	八　その他の事務		1　補助金及び会計に関する事務（消費生活センター所長の名において処理することが適当であり、生活環境部長が別に定めるものに限る。）							○					
住宅政策課	一　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同法第3条第1項又は第3項の規定による宅地建物取引業の免許又は免許の更新			○									
			2　同法第8条第2項の規定による宅地建物取引業者名簿への登載			○									
			3　同法第16条第1項の規定による宅地建物取引主任者資格試験の実施			○									
			4　同法第17条第1項又は第3項の規定による宅地建物取引主任者資格試験の合格の取消し又は受験の禁止			○									
			5　同法第18条第1項、第19条の2、第20条又は第22条の規定による宅地建物取引主任者の登録、登録の移転、変更の登録又は登録の消除			○									
			6　同法第22条の2第1項の規定による宅地建物取引主任者証の交付			○									
			7　同法第22条の3第1項の規定による宅地建物取引主任者証の有効期間の更新			○									
			8　同法第25条第7項の規定による宅地建物取引業の免許の取消し		○										
			9　同法第65条の規定による宅地建物取引業者に対する必要な指示又は業務の停止の命令		○										
			10　同法第66条又は第67条の規定による宅地建物取引業の免許の取消し		○										
			11　同法第68条第1項又は第3項の規定による宅地建物取引主		○										

	任者に対する必要な指示										
	12　同法第38条第2項又は第4項の規定による宅地建物取引主任者に対する事務を行うことの禁止		○								
	13　同法第38条の2の規定による宅地建物取引主任者の登録の消除		○								
	14　同法第70条第1項の規定による処分をした旨の公告				○						
	15　同法第70条第3項又は第4項の規定による国土交通大臣への報告又は他の都道府県知事への通知				○						
	16　同法第71条の規定による宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告				○						
	17　同法第72条の規定による宅地建物取引業者に対する業務についての報告の要求又は事務所等への立入検査				○						
二　宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条の2第1項の規定による宅地建物取引業者の免許証の書換交付				○						
	2　同令第4条の3第1項の規定による宅地建物取引業者の免許証の再交付				○						
	3　同令第5条の4の規定による宅地建物取引業者名簿の訂正				○						
	4　同令第6条第1項の規定による宅地建物取引業者名簿の消除				○						
	5　同令第11条第1項の規定による宅地建物取引主任者講習試験の合格者の公告及び合格証書の交付				○						
	6　同令第12条第1項の規定による宅地建物取引主任者講習試験合格者の名簿の作成				○						
	7　同令第13条の規定による宅地建物取引主任者講習試験の受験者数等の国土交通大臣への報告				○						
	8　同令第14条の13第1項の規定による宅地建物取引主任者証の書換交付				○						
	9　同令第14条の15第1項の規定による宅地建物取引主任者証の再交付				○						
三　積立式宅地建物販売業法（昭和	1　同法第3条第1項の規定による積立式宅地建物販売業の許				○						

46年法律第111号）に基づく知事の権限に属する事務	可										
	2　同法第10条第3項の規定による積立式宅地建物販売業約款の内容の変更の命令				○						
	3　同法第12条第2項の規定による積立式宅地建物販売業者名簿への登載				○						
	4　同法第23条第2項の規定による営業保証金の取戻しの承認				○						
	5　同法第29条の規定による債権の申出をすべきこと等の公告及び通知				○						
	6　同法第31条の規定による権利の調査、確認書の交付並びに配当表の作成及び公告				○						
	7　同法第42条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者に対する財産の状況等を改善するため必要な措置をとるべきことの命令		○								
	8　同法第43条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する契約の締結の禁止の命令又は命令の取消し		○								
	9　同法第44条又は第45条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者に対する業務の停止の命令又は許可の取消し		○								
	10　同法第47条の規定による処分をした旨の公告				○						
	11　同法第48条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する指導、助言及び勧告				○						
	12　同法第50条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する業務に関する報告又は資料の徴収				○						
	13　同法第51条の規定による積立式宅地建物販売業者の事務所等への立入検査				○						
四　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和46年建設省令第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第6条又は第7条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者の許可証の書換交付又は再交付				○						
	2　同令第9条の規定による許可換えをした場合の従前の許可をした都道府県知事又は国土交通大臣への通知				○						
	3　同令第12条の規定による積立式宅地建物販売業者名簿の訂				○						

	正									
	4　同令第13条の規定による積立式宅地建物販売業者名簿の消除			○						
五　公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第14条第6項の規定による公営住宅等の譲渡等の国土交通大臣の承認の申請の受理及び当該申請に係る書面の国土交通大臣への送付			○						
	2　同法第19条第1項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督			○						
六　鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第19号）に基づく知事の権限に属する事務（同条例別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）に係る別表第3に掲げる事務の範囲内で別表第2の右欄に掲げる市町村と協議して定めた事務に関するものを除く。）	1　同条例第3条の規定による県営住宅の入居者の公募 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	2　同条例第4条の規定による県営住宅の公募によらない入居者の決定 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	3　同条例第5条第2項及び第3項の規定による県営住宅入居者の資格に係る調査及び市町村長への意見照会 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	4　同条例第6条及び第7条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	5　同条例第8条第1									

			項の規定による県営住宅の入居補欠者の決定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長						
			6 同条例第9条第1項第1号の規定による保証人の適否の認定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長						
			7 同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長						
			8 同条例第9条第3項の規定による県営住宅の入居の取消し (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長						
			9 同条例第9条第4項の規定による入居可能日の通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長						
			10 同条例第9条の2の規定による同居の承認 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長						

	(三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○	西部総合事務所長
	11 同条例第9条の3第1項又は第4項の規定による入居の承継の承認 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	12 同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	13 同条例第9条の5第3項の規定による収入額認定の更正及び通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	14 同条例第11条の規定による敷金の徴収 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	15 同条例第12条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	16 同条例第14条第2項の規定による県営									

住宅又は共同施設の修繕の指示及び入居者に負担させる費用の認定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
17 同条例第17条第3項の規定による県営住宅の一部の他の用途への利用の承認 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
18 同条例第18条第1項ただし書の規定による県営住宅の模様替え又は増築の承認 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
19 同条例第19条の規定による入居者の収入基準超過の有無の決定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
20 同条例第21条の2第1項の規定による高額所得者に対する県営住宅の明渡しの請求		○							
21 同条例第21条の2第4項の規定による明渡期限の延長		○							
22 同条例第21条の4の規定に基づく住宅のあっせん等 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長

務所の所管区域に係るもの									
23　同条例第22条第1項の規定による入居者の収入の状況についての入居者からの報告又は書類の提覧若しくは記録の要求 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
24　同条例第22条の2第1項の規定による県営住宅建替事業の施行に伴う県営住宅の明渡しの請求			○						
25　同条例第22条の2第4項の規定による県営住宅建替事業の明渡請求に係る仮住居の提供 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
26　同条例第22条の2第5項の規定による県営住宅建替事業の明渡請求に係る移転料の支払 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
27　同条例第22条の4の規定による県営住宅建替事業に係る家賃の減額 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
28　同条例第22条の5の規定による公営住宅の用途廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の減額 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの								○	東部総合事務所長

	(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び北部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長			
	29 同条例第23条第1項及び第3項の規定による県営住宅の検査 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び北部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長			
	30 同条例第24条第1項の規定による不正の行為により県営住宅に入居した者等に対する県営住宅の明渡しの請求		○										
	31 同条例第24条の2の規定による社会福祉法人等による県営住宅の使用許可 (一) 新規の申請に対する許可 (二) 継続の申請に対する許可 (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び北部総合事務所の所管区域に係るもの							○	○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長			
	32 同条例第24条の6の規定による使用状況報告の請求 (一) 住宅政策課長が許可を行ったもの (二) 総合事務所長が許可を行ったもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び北部総合事務所の所管区域に係るもの							○	○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長			
	33 同条例第24条の8の規定による使用許可の取消し (一) 住宅政策課長が許可を行ったもの (二) 総合事務所長が許可を行ったもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務							○	○ ○	東部総合事務所長 中部総合事			

									務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの					○	務所長 西部総合事務所長	
									34 同条例第24条の9の規定による特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用許可 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
									35 同条例第24条の11の規定による同条例第24条の9の規定により使用に供される県営住宅の家賃の決定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
									36 同条例第24条の13第2項の規定による駐車車両の移動等の命令 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
									37 同条例第24条の15第2項の規定による県営住宅駐車場の使用者の決定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
									38 同条例第24条の16第1項の規定による駐車場使用料の徴収 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事	

		所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの									務所長
		39　同条例第24条の16第3項の規定による駐車場使用料の減免の免除 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		40　同条例第24条の16第4項の規定による駐車場使用料の減免の猶予 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		41　同条例第24条の18第1項の規定による県営住宅駐車場の使用者の資格を失った者等に対する県営住宅駐車場の明渡しの請求		○							
		42　同条例第25条の規定による住宅管理人の設置 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		43　同条例第26条の規定による管理の代行			○						
七　鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）に基づく知事の権限に属する事務（同規則第19条の規定により鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）について右欄に	1　同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2　同規則第16条の8の規定による県営住宅駐車場の使用者変更の承認 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務								○ ○	東部総合事務所長 中部総合事

		掲げる市町村と協議して定めた事務に関するものを除く。）	所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○	務所長 西部総合事務所長							
		八 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）に基づく事務	1 同条例第4条の規定による特別県営住宅の入居者の公募								○	総合事務所長							
			2 第6条の規定による特別県営住宅の家賃の徴収 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長							
			3 第6条の2の規定による収入状況の報告の請求等 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所の所管区域に係るもの								○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長							
			4 同条例第7条の規定による住宅管理人の設置								○	総合事務所長							
			5 同条例第8条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第6条及び第7条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定 (二) 同条例第8条第1項の規定による特別県営住宅の入居補欠者の決定 (三) 同条例第9条第1項第1号の規定による保証人の適否の認定 (四) 同条例第9条第2項の規定による保証人の免除の認定 (五) 同条例第9条第3項の規定による特別県営住宅の入居の取消し (六) 同条例第9条第4項の規定による入居可能日の通知 (七) 同条例第9条の2の規定による同居の承認 (八) 同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知 (九) 同条例第9条の5第3項の規定による収入額認定								○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長							

		の更正及び通知									
		(十) 同条例第11条の規定による敷金の徴収								○	総合事務所長
		(十一) 同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収又の猶予								○	総合事務所長
		(十二) 同条例第14条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示								○	総合事務所長
		(十三) 同条例第16条第2項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届出の受理								○	総合事務所長
		(十四) 同条例第17条第3項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認								○	総合事務所長
		(十五) 同条例第18条第1項ただし書の規定による特別県営住宅の増築等の承認								○	総合事務所長
		(十六) 同条例第23条の規定による特別県営住宅の検査								○	総合事務所長
		(十七) 同条例第24条第1項の規定による特別県営住宅の明渡しの請求		○							
		(十八) 同条例第24条の13第2項の規定による駐車車両の移動等の命令								○	総合事務所長
		(十九) 同条例第24条の15第2項の規定による特別県営住宅駐車場の使用者の決定								○	総合事務所長
		(二十) 同条例第24条の16第1項の規定による駐車場使用料の徴収								○	総合事務所長
		(二十一) 同条例第24条の16第3項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の免除								○	総合事務所長
		(二十二) 同条例第24条の16第4項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の猶予								○	総合事務所長
		(二十三) 同条例第24条の18第1項の規定による県営住宅駐車場の使用者の資格を失った者等に対する特別県営住宅駐車場の明渡しの請求		○							
九 鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和43年鳥取県規則第41号）に基づく知事の権限に属する事務		1 同規則第3条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に基づく事務のうち次に掲げるもの									
		(一) 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理								○	総合事務所長
		(二) 同規則第16条の8の規定による県営住宅駐車場の使用者変更の承認								○	総合事務所長
十 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく知事		1 同法第7条の規定による住宅改良事業の事業計画及びその変更についての協議		○							

の権限に属する事務	2　同法第9条第1項の規定による改良地区内における土地の形質の変更等の許可				○						
	3　同法第9条第4項の規定による法令に違反した者に対する土地の原状回復等の命令		○								
	4　同法第21条第1項の規定による測量等のための土地の試掘等の許可				○						
	5　同法第32条の規定による市町村に対する住宅地区改良事業のための対策的援助			○							
	6　同法第34条の規定による市町村に対する報告及び資料の提出の要求並びに勧告、助言及び援助				○						
十一　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第32条の3第4項第15号ハ又は第33条第3項第5号イの規定による優良な宅地の認定				○						
	2　同法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号ニ、第32条の3第4項第16号ニ又は第33条第3項第6号の規定による優良な住宅の認定				○						
	3　同法第28条の4第3項、第31条の2第2項、第32条の3第4項又は第33条第3項の規定による優良な宅地又は優良な住宅の認定の証明				○						
十二　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づく住宅金融支援機構からの受託業務	1　同法第16条第1項の規定による住宅金融支援機構からの受託業務 （一）同法第13条第1項第5号に規定する資金の貸付けに係る工事の審査 （1）東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの （2）中部総合事務所の所管区域に係るもの （3）西部総合事務所及び生野総合事務所の所管区域に係るもの （二）同法第13条第1項第6号に規定する資金の貸付けに係る工事の審査 （1）東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの （2）中部総合事務所の所管区域に係るもの （3）西部総合事務所及び生野総合事務所の所管								○ ○ ○ ○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	

	区域に係るもの									
十三　不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による不動産特定共同事業の許可			○						
	2　同法第8条第1項の規定による事務所の所在地の変更の許可			○						
	3　同法第9条の規定による業務の変更等の認可			○						
	4　同法第34条第1項又は第2項の規定による不動産特定共同事業者に対する必要な指示			○						
	5　同法第34条第3項（同法第35条第3項又は第37条第3項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときの主務大臣への報告及び他の都道府県知事への通知			○						
	6　同法第35条第1項又は第2項の規定による不動産特定共同事業者に対する業務の停止の命令		○							
	7　同法第36条の規定による不動産特定共同事業の許可の取消し		○							
	8　同法第37条第1項又は第2項の規定による不動産特定共同事業者に対する業務管理者の解任の命令		○							
	9　同法第38条の規定による処分をしたときの公告			○						
	10　同法第39条の規定による不動産特定共同事業者に対する必要な報告、助言及び勧告			○						
	11　同法第40条第1項の規定による事務所への立入検査等			○						
十四　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録							○		
	2　同法第7条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の拒否							○		
	3　同法第8条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の変更登録							○		
	4　同法第13条の規定による登録事項の訂正等の指示							○		
	5　同法第14条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し							○		
	6　同法第15条の規定による高齢者円滑入							○		

	居住安定確保法に規定する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）に基づく知事の権限に属する事務	居住安定確保法の登録の消除									
		7　同法第31条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定及び同法第32条の規定による通知							○		
		8　同法第33条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の変更認定及び通知							○		
		9　同法第36条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の目的外使用の承認							○		
		10　同法第38条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の地位の承継の承認							○		
		11　同法第39条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の改善命令							○		
		12　同法第40条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定の取消し							○		
十五　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同令第15条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の管理期間の設定						○			
		2　同令第18条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の入居者の募集方法の決定						○			
		3　同令第20条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の入居者の選定の特別配慮者の基準の決定						○			
		4　同令第34条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の所得の基準額の設定						○			
十六　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づく知事の権限に属する事務		1　同法第3条の規定による特定優良賃貸住宅の供給計画の認定及び同法第4条の規定による通知							○		
		2　同法第5条の規定による特定優良賃貸住宅の供給計画の変更認定及び通知							○		
		3　同法第9条の規定による特定優良賃貸住宅の地位の承継の承認							○		
		4　同法第10条の規定による特定優良賃貸住宅の改善命令							○		
		5　同法第11条の規定による特定優良賃貸住宅の供給計画の認定の取消し							○		
十七　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する		1　同令第7条の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の資格の基準の設定						○			

法律施行規則（平成5年建設省令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	2　同令第9条の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の募集方法の決定							○			
	3　同令第11条の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の選定の特例の決定							○			
	4　同令第15条の規定による特定優良賃貸住宅の管理ができる者の基準の設定							○			
	5　同令第16条の規定による特定優良賃貸住宅の管理の期間の設定							○			
	6　同令第23条の規定による特定優良賃貸住宅の所得基準額の設定							○			
	7　同令第26条の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の資格基準等の設定							○			
十八　地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第27条の規定による事業計画及び資金計画の承認及びに当該承認について国土交通大臣への協議		○								
	2　同法第40条第1項の規定による地方公社への立入検査			○							
	3　同法第40条第1項の規定による地方公社に対する業務等の報告の要求				○						
	4　同法第41条の規定による地方公社の業務に関する監督上必要な命令		○								
	5　同法第42条第1項の規定による法令違反等の場合の地方公社に対する業務の停止等の命令		○								
十九　住宅復興支援の事務	1　自然災害により被災した住宅の復興に対する補助及び利子補給に係る事務									○	総合事務所長
二十　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による建築基準法等の適用を除外する建築物の指定及び認定			○							
	2　同法第4条第7項の規定による建築主事の所轄区域の指定			○							
	3　同法第6条第1項第4号の規定による建築主事の確認を要する区域の指定	○									
	4　同法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定確認検査機関の指定			○							
	5　同法第6条の2第11項の規定による建									○	総合事務所長

築主及び指定確認検査機関への通知									
6　同法第7条の3第1項第2号の規定による特定工程の指定		○							
7　同法第7条の6第1項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認								○	総合事務所長
8　同法第9条第1項の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令								○	総合事務所長
9　同法第9条第4項（同法第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取								○	総合事務所長
10　同法第9条第5項（同法第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の所有者等に対する通知及び公告								○	総合事務所長
11　同法第9条第7項（同法第10条第4項及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の使用禁止等の命令								○	総合事務所長
12　同法第9条第8項（同法第10条第4項及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定において準用する同条第4項の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取								○	総合事務所長
13　同法第9条第9項（同法第10条第4項及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の工事の施工等の停止等の命令又は当該命令等の取消し								○	総合事務所長
14　同法第9条第10項の規定による緊急の必要がある場合における違反建築物等の工事の施工等の停止の命令								○	総合事務所長
15　同法第9条の2の規定による建築監視員の任命		○							
16　同法第9条の3第1項の規定による違反建築物の設計者等の氏名等の通知		○							
17　同法第10条第1項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除却の勧告								○	総合事務所長

18 同法第10条第2項の規定による勧告に係る措置をとることの命令								○	総合事務所長
19 同法第10条第3項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除却等の命令								○	総合事務所長
20 同法第11条第1項の規定による公益上著しく支障がある既存の建築物の除却等の命令								○	総合事務所長
21 同法第12条第5項の規定による建築物の敷地構造等の報告の請求								○	総合事務所長
22 同法第14条第1項の規定による国土交通大臣に対する助言等の要求			○						
23 同法第14条第2項の規定による建築主事を置く市町村長に対する勧告等の実施			○						
24 同法第15条第4項の規定による建築統計の作成及び当該建築統計の国土交通大臣への送付			○						
25 同法第16条の規定による建築主事を置く市町村長に対する報告等の要求			○						
26 同法第17条第3項及び第10項の規定による市町村長に対する必要な措置をとるべきことの指示		○							
27 同法第18条第2項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認								○	総合事務所長
28 同法第18条第3項の規定による国等の違反建築物に係る通知及び要請								○	総合事務所長
29 同法第18条の2第1項の規定による構造計算適合性判定機関の指定			○						
30 同法第22条第1項の規定による区域の指定並びに同条第2項の規定による当該区域の指定についての都道府県都市計画審議会の意見の聴取及び関係市町の同意の取得			○						
31 同法第42条第1項の規定による道路の幅員を6メートルとする区域の指定			○						
32 同法第42条第1項第4号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定								○	総合事務所長

33	同法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定								○	総合事務所長
34	同法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道の指定		○							
35	同法第42条第3項の規定による土地の状況によりやむを得ない場合における水平距離の指定		○							
36	同法第42条第4項の規定による道路の指定								○	総合事務所長
37	同法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地の接道要件を適用しない建築物の建築の許可								○	総合事務所長
38	同法第44条第1項第2号及び第4号の規定による道路内等における建築物の建築等の許可								○	総合事務所長
39	同法第44条第1項第3号の規定による地区計画等区域内の道路の上空等に設ける建築物の建築の認定								○	総合事務所長
40	同法第45条第1項の規定による私道の変更等の禁止又は制限								○	総合事務所長
41	同法第46条第1項の規定による壁面線の指定及び同条第3項の規定による公示								○	総合事務所長
42	同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聴取								○	総合事務所長
43	同法第47条ただし書の規定による壁面線を超えた歩廊の柱等の建築の許可								○	総合事務所長
44	同法第48条第1項から第13項までに掲げる用途地域内における構築物の建築の許可								○	総合事務所長
45	同法第48条第14項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聴取及び同条第15項の規定による公示								○	総合事務所長
46	同法第51条ただし書の規定による卸売市場等の新築等の許可								○	総合事務所長
47	同法第52条第1項第6号の規定による容積率の指定		○							
48	同法第52条第2項の規定による前面道		○							

路幅員に乗じる係数の指定									
49　同法第52条第8項の規定による指定区域内の容積率緩和のために別に定める数値の指定		○							
50　同法第52条第8項第1号の規定による区域の指定		○							
51　同法第52条第10項、第11項及び第14項の規定による容積率の制限の緩和の許可								○	総合事務所長
52　同法第53条第1項第6号の規定による建ぺい率の指定		○							
53　同法第53条第3項の規定による建ぺい率の特例を適用する敷地の指定			○						
54　同法第53条第4項の規定による壁面線の指定がある場合等における法定の建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可								○	総合事務所長
55　同法第53条第5項の規定による建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可								○	総合事務所長
56　同法第53条の2第1項の規定による建築物の敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可								○	総合事務所長
57　同法第55条第2項の規定による高さの限度を12メートルとする建築物の認定								○	総合事務所長
58　同法第55条第3項の規定による建築物の高さの限度を超える建築物の建築の許可								○	総合事務所長
59　同法第56条第1項の規定による隣地斜線に係る数値の指定		○							
60　同法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による高さの制限を超える中高層の建築物の建築の許可								○	総合事務所長
61　同法第57条第1項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設ける建築物の認定								○	総合事務所長
62　同法第57条の2第3項の規定による特例容積率の限度の指定								○	総合事務所長
63　同法第57条の2第4項の規定による特例容積率の限度等の公告								○	総合事務所長
64　同法第57条の3第								○	総合事務所

			2項の規定による特例容積率の指定の取消し									長			
			65　同法第57条の3第3項の規定による特例容積率の指定を取り消した旨の公告								○	総合事務所長			
			66　同法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用区域内における建築物の高さの最低限度を超える建築物の許可								○	総合事務所長			
			67　同法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区内の容積率等の制限を適用しない建築物の建築の許可								○	総合事務所長			
			68　同法第59条第4項の規定による高度利用地区内における建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可								○	総合事務所長			
			69　同法第59条の2第1項の規定による容積率等の制限を超える建築物の建築の許可								○	総合事務所長			
			70　同法第60条の2第1項第3号の規定による都市再生特別地区内の建築物の容積率等の制限を適用しない建築の許可								○	総合事務所長			
			71　同法第67条の2第3項の規定による敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可								○	総合事務所長			
			72　同法第67条の2第5項の規定による壁面の位置の制限を適用しない建築物の許可								○	総合事務所長			
			73　同法第67条の2第9項の規定による防災都市計画施設に係る開口率及び高さの制限を適用しない建築物の許可								○	総合事務所長			
			74　同法第68条第1項第2号の規定による景観地区内における高さの最高限度を超える建築物又は最低限度に満たない建築物の許可								○	総合事務所長			
			75　同法第68条第2項第2号の規定による景観地区内における壁面の位置の制限を適用しない建築物の許可								○	総合事務所長			
			76　同法第68条第3項第2号の規定による景観地区内における敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可								○	総合事務所長			
			77　同法第68条第5項								○	総合事務所			

5項の規定による予定道路に接する場合の容積率の制限を適用する建築物の建築の許可										長
91 同法第70条第1項の規定による建築協定の認可									○	総合事務所長
92 同法第73条第2項（同法第74条第2項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を認可した旨の公告									○	総合事務所長
93 同法第74条第1項の規定による建築協定の変更の認可									○	総合事務所長
94 同法第74条の2第4項の規定による建築協定区域内の土地が当該建築協定区域内から除かれたことを知った旨の公告									○	総合事務所長
95 同法第76条第1項の規定による建築協定の廃止の認可									○	総合事務所長
96 同法第76条第2項（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を廃止した旨の公告									○	総合事務所長
97 同法第76条の3第2項の規定による一の所有者の土地を区域とする建築協定の認可									○	総合事務所長
98 同法第77条の18第3項の規定による特定行政庁への意見聴取				○						
99 同法第77条の21第1項又は第3項の規定による指定確認検査機関を指定した旨の告示				○						
100 同法第77条の22第1項の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可			○							
101 同法第77条の22第4項の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可をした旨の公示				○						
102 同法第77条の23第1項の規定による指定確認検査機関の指定の更新			○							
103 同法第77条の24第4項の規定による確認検査員の解任命令		○								
104 同法第77条の27第1項の規定による確認検査業務規程の認可			○							
105 同法第77条の27第3項の規定による		○								

確認検査業務規程の変更命令										
106　同法第77条の30第1項の規定による指定確認検査機関の確認検査の業務に係る監督上必要な命令		○								
107　同法第77条の30第2項の規定による命令した旨の公示				○						
108　同法第77条の31第1項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施								○		
109　同法第77条の31第2項の規定による指定確認検査機関への立入調査の実施									○	総合事務所長
110　同法第77条の31第3項の規定による国土交通大臣への報告			○							
111　同法第77条の31第4項の規定による業務改善命令等の実施		○								
112　同法第77条の32第1項の規定による指定確認検査機関からの照会に対する通知等									○	総合事務所長
113　同法第77条の32第2項の規定による指定確認検査機関への指示									○	総合事務所長
114　同法第77条の34第1項の規定による指定確認検査機関の確認検査の業務の全部又は一部の休廃止の届出の受理及び同条第3項の規定による公示			○							
115　同法第77条の35第1項又は第2項の規定による指定確認検査機関の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の命令		○								
116　同法第77条の35第3項の規定による指定確認検査機関の指定の取消し等をした旨の公示				○						
117　同法第77条の35の5第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関を指定した旨の公示				○						
118　同法第77条の35の5第3項の規定による指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更の届出があった旨の公示				○						
119　同法第77条の35の9第1項の規定による構造計算適合性判定業務規程の認可			○							
120　同法第77条の35		○								